

沼田町長 横 山 茂 様

沼田町代表監査委員 高 田 勲

沼田町監査委員 長 野 時 敏

令和6年度 沼田町下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定によって、令和6年度沼田町下水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1. 審査の対象

令和6年度 沼田町下水道事業会計決算

2. 審査の期間

令和7年8月5日

3. 審査の概要

- (1) 決算審査に当たり、提出を受けた決算報告書その他財務諸表について関係諸帳簿に基づき計数の信憑性を確認するとともに、企業会計原則に従って処理し、関係諸法令に準拠して作成され、また、企業の経営状況並びに財政状況が適正に表示されているか否かについて審査した。

4. 決算の適否について

(1) 予算と決算の状況

別紙一覧表のとおり

(2) 決算の適否について

慎重に審査した結果、適正な決算であることを認める。

(3) 審査における意見

令和6年度は下水道事業会計が公会計となった初年である。令和7年1月の埼玉県八潮市における下水道事故の影響を見て分かるように、水道事業と並び重要なライフラインです。

当町においては、下水道管の内視鏡検査が定期的かつ計画的に進められており、今後も設備の保全に努められたい。